

第24日

平成28年3月17日（木）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は16名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第23号議案ほか12件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） ただいま議題となりました第23号議案のほか12件につきまして慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第23号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

行政不服審査法は昭和37年の制定以降、抜本的な改革が行われていませんでしたが、今回、全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。この条例で朝倉市情報公開条例など9本の条例が改正されますが、制度の内容は行政不服審査法で規定されているため、法改正に伴う用語の改正が主なものとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案公益的法人等への朝倉市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

字句の整理や引用する地方公務員法の条項の繰り上げのほか、人事行政の運営等の公表事項について職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況を追加するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、共済組合の組合員であった者等に対して行う年金たる補償及び休業補償に係る支給額の調整率を定めるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議員及び特別職の期末手当について、県内各市の議員並びに国及び県内各市の特別職の支給割合に見合うよう現行の支給月数2.6月を3.15へ引き上げるもので、実施時期は平成28年6月支給分からです。

支給率を改定することによって特別職の期末手当と共済費で約157万4,000円、市議会議員の期末手当が約446万3,000円で、合計603万7,000円が増額となる見込みです。

県内の支給率の状況については、福岡県は3.15へ改定済みで、政令2市を除く26市では、期末手当を3.15月へ改定予定なのが朝倉市を含め18市、3.1月が1市、2.95月が3市、2.9月が1市、2.6月が3市です。豊前については特別職のみ2.6月で、議員は3.15月へ改定予定です。よって、議員の3.15月へ改定予定総数は19市となります。

今回改定する目的は、県内各市との支給率の均衡を図るもので、今回改定を行わないと県内他市との支給率の一層の乖離が予想され、豊前市を除き特別職の議会議員の支給率が同一となっている現状から、特別職、議会議員あわせての一部改正条例を提案したとのことでした。

審査に当たっては多くの質疑がありました。まず、朝倉市が今まで支給率が異なってきた理由をたどりました。執行部によりますと、平成14年までは市の一般職と特別職の期末手当と国の指定職の期末手当の支給率は同水準で、平成15年から国は国の指定職と国の一般職の支給率に差をつけましたが、本市におきましては職員の例によると整理してきたため、特別職の支給率を国の指定職の支給率としてきた他市と乖離してきたとのことでした。

次に、今回のような改定をする場合の手順についての質疑がありました。執行部からは、仮に他市のように定期的に引き上げていくとすれば、職員の人事院勧告に基づく給与改定の条例が出るのに合わせ、同時に議員及び特別職についても出すのが一般的と考えるとのことでした。

また、今回の改定について、もっと議論を尽くすべきだったのではないかと、より早く明らかにすることはできなかったかとの質疑に対して、執行部からは、事前審査に当たると思っていたこともあり、本会議の中で議論されるものとの立場でいたが、議員に関係することであるので、事前に意見を聞く機会を設けるべきであったと反省してるとの答弁でありました。

これについては、さらに今後同様の改定がある場合は、どのような手順で行うかをたどりました。執行部は、一般的には人事院勧告が出たら職員分については職員組合と団体交渉で決めるが、その中に議員に影響がある部分があれば、事前の議会全員協議会などで諮り、話を聞いて臨みたいとのことでした。

次に、今、朝倉市が大型事業を抱えており、財政について憂慮しているこのタイミング

での改定に矛盾を感じるがいかがかとの質疑がありました。それに対して執行部から、確かに財政は非常に厳しいが、一方で他市と比較して議員と特別職の給与の水準が格差が広がり過ぎてるとの事実があることから、本来の姿に戻すべきと判断したとの答弁がありました。

さらには、格差があることは理解するものの、やはり財政が厳しい中、今回も見送ることと財政再建に向けて議員、特別職みずからが覚悟を示すのも間違っていないと思うがいかなものかとの質疑がありました。執行部からは、それも1つの考えかもしれないが、執行部として財政について確かに将来的に黒字幅が減っていくかもしれないが、現時点で格差を是正するほうが大切と考え、適当な時期と考えたとの答弁がありました。

次に、現段階での議員報酬及び特別職の給与等について、他市と比較してどうかとの質疑がありました。執行部からは、近隣14市を調べたものでは、本市はいずれも平均より低い状況にあり、今回の改定をしなければさらに低くなるとの答弁がありました。

次に、このまま格差を放置した場合、もし次に上げようとするとのタイミングとなるかの質疑があり、執行部からは、今回格差是正のために出しているが、これを見送られると格差があつて当然であると判断されたこととなるため、次に出す理由はどう整理するかが問題となり、次に出すとしても提案理由が難しいと考えるとの答弁がありました。

これに対して、そうであれば、今回のように1度で上げるのではなく、例えば2段階に分けて徐々に上げるなどの方法も考えられると思うがいかがかとの質疑がありました。執行部からは、方法としては否定しないが、格差がある以上、今まで低かったという認識であり、不利益になる場合は暫定措置を考えることもあるが、よくなる場合は財政的に問題がない場合、暫定的に行う必要はないことから、一気にするのが適当だと考えるとの答弁がありました。

次に、現在の特別職の職員の給与に関しては、世間一般的には十分高いと考える人も多いと思われるので、さらに上がるとなると市民等の理解が得られないのではないかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、特別職の給与については、給料月額を改定する場合においては、市民や学識経験者がメンバーである報酬審議会での都度、答申がなされてきており、その段階で一般的な比較もされている。また、自治体であるので、現在の給与が500人規模の従業員がいる会社社長と比べて高いかどうかは一概には言えないが、近隣他市と比較しても高くはないので、適当な額と理解しているとの答弁がありました。

本委員会といたしましては、現在が近隣他市と比較して格差が大きく、このまま格差を放置しておくことで、これを是として捉えてしまうことは正しい判断ではないと考え、今回を逃すとその是正が今後難しいこと、また朝倉市の将来を考え、活性化していくため、若い人や女性に議員となってもらいたいが、他市と比較して議員報酬が低い状況では優秀な人材が入るチャンスを逃す可能性があることから、このタイミングで改正すべきと考え

るものの、今回の改定に至る手順については反省すべき点多かったことから、今後はその点に注意して対応されることを期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

主な改正点について、消費生活専門相談員は、その名称を消費生活相談員に、報酬の額、日額1万2,500円を日額1万2,500円以下で予算で定める額に改正するもの、投票立会人は、投票所の投票立会人及び期日前投票者の投票立会人が立ち会い、時間内に交代する場合は実働時間に応じた報酬とするため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定の例による額以下で予算で定める額とするものです。

消費生活専門相談員については、勤務の実態として半日の研修会参加等、終日勤務とされない場合があることから、現在の日額固定を改正し、実働時間に合わせて報酬の支給調整が行えるように、投票立会人については、選挙によっては期日前投票の期間が長く、立会人の選出が困難な状況になっていることや、1日当たりの立ち会い時間が長時間であることなどの対策として、現在の終日勤務制から半日交代制等での対応を可能とすることで、実働時間に合わせて報酬の支給調整ができるようにそれぞれ改正するとのことでした。

本委員会としましては、消費生活専門相談員についてはその勤務実態を踏まえた報酬の支給ができること、投票立会人については長時間の立ち会いが困難である実態によるものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてです。

農業委員会等に関する法律の改正による条の繰り下げによるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

期末勤勉手当については、勤勉手当を職員は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げるもので、平成26年8月から平成27年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較し、民間の支給割合に見合うように引き上げます。

管理職員特別勤務手当については、臨時または緊急にやむを得ず行う平日勤務に対して、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で新たに支給するもので、平成26年人事院勧告で、管理監督職員が災害への対処等で平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行わなければならない事態において支給するとされたことから、これに準じて対応します。

給料月額については、給与制度の総合的見直しの導入に伴い給料表を改定するもので、国家公務員に準じて給料月額を見直すものですが、若年層は引き上げとなるものの、全体

的には引き下げとなるものです。

今回の導入に当たっては、昨年4月に導入を見送った県南10市においても、職員組合等の交渉を得て平成28年度から導入する方針であることから、近隣各市の状況も踏まえて対応するものです。引き下げとなる給料につきましては、減給補助を行うことで不利益となることを回避するものです。実施時期は、勤勉手当が平成27年12月支給分から、管理職員特別勤務手当が平成28年4月分から、給料月額が平成28年7月支給分からです。

本委員会としましては、今回の改正は実質給与の引き下げとなるが、朝倉市だけが独自の給料表というものは現実的でないということ、また近隣各市の状況も踏まえての対応でもあることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案朝倉市いじめ防止対策推進条例及び朝倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

総務部の組織機構の見直しに伴い、朝倉市いじめ防止対策推進条例の調査委員会の庶務及び朝倉市青少年問題協議会条例の協議会の庶務を行政情報課から総合政策課に改めるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市女性センター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

朝倉市女性センターの冷暖房使用料を改定するものです。利用者から朝倉市女性センターの冷暖房使用料が高いとの声が多く寄せられており、杷木地域生涯学習センター、朝倉市総合市民センターなどの同種の部屋との整合性を図った額としたとのことでした。

本委員会としましては、このような施設は市民に多く利用されてこそ意味があり、市民の利便性の向上を図ってもらうためにも今回の改正は望ましいものの、同様の他施設についても料金が適切になるよう調査、確認することを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第42号議案朝倉市行政不服審査会条例の制定についてです。

行政不服審査法が公布されたことに伴い、朝倉市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第44号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてです。

佐田辺地に係る総合整備計画の変更の内容は、仏谷区域を追加し、佐田地区の全域を辺地とし、辺地の人口、面積を変更するとともに、木工体験施設整備事業について、設計の実施により利水者からの負担金の財源計画の変更を行い、辺地対策事業債の予定額を変更するものです。

本委員会としましては、高木地域にとって必要な施設の整備に有利な起債である辺地対

策事業債を利用することは、高木地域はもとより市にとっても有効であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第46号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の策定についてです。

過疎対策事業債は充当率100%、普通交付税算入率70%の大変有利な起債で、過疎地域自立促進計画に記載された事業にのみ充当できることから、これを有効に活用するため、新たに本計画を策定するもので、平成22年度から平成27年度までを計画期間とする現在の計画の内容を時点修正して作成するものです。

この計画の策定に当たっては、昨年11月の議会全員協議会に説明後、12月にパブリックコメントを実施し、今後、本定例会で議決されれば、県を通じて国へ提出することで、平成28年度以降の過疎対策事業債対象の事業について、過疎対策事業債を充てることのできるということでした。

本委員会としましては、杷木地域の人口は減少しているものの、4コミュニティが活力を維持するために努力しており、今後、若者にも魅力がある地域になることを目指していくため、さらには杷木地域の統合新設小学校校舎整備が始まることに伴い、今後検討がなされる小学校の跡地活用対策のためにも本計画は非常に重要であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第47号議案辺地に係る総合整備計画の策定についてです。

黒川辺地に係る総合整備計画の策定であり、計画で定める事業は、消防ポンプ自動車更新及び交流体験・物産加工施設整備の2事業です。この交流体験・物産加工施設整備事業は、高木コミュニティセンター本館となる交流体験・物産加工施設を現在の高木コミュニティセンター本館の隣接地に新築するものです。小石原川ダム水源地域整備事業に基づき実施するもので、財源は利水者からの負担金及び一般財源であり、このうち一般財源については全額辺地対策事業債を充当します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。1番和田議員。

○1番（和田庄治君） 26号議案に関して再度聞きます。

今回、議員報酬の期末手当が上がるということで審議をしていただいた中身ですけど、いろいろんな審議をしていただいた中で、やっぱり今回この提案が、この3月議会で提案されるまでに、全協の中でもほかの議員のほうからちょっと期間が短かったんじゃないかと、提案するまで、今、審議するまでに期間がちょっと短かったんじゃないかというふうな質問がありまして、それに対してのことも今回の委員会の中でも出てたというふう

にはなってますけど、それに対して何か詳しい内容とかのあれはありますか、お答えとかありますか。

○議長（浅尾静二君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） 今のは期間がなかったということの委員会の中でどういう質疑をされたかということですのでよろしいですね。

確かに今、先ほど報告いたしました、もっと議論を尽くすべきではなかったかと委員のほうからも質疑が執行部に対してありました。これに関しては、先ほど申しあげましたように、執行部のほうから事前審査に当たるといふ思いがあつて、本会議の中で議論をされるのではないのかという立場でいたということ、そういったことで事前に意見を聞く機会を設けることはなかった、その分に関して設けるべきだったという報告ありました。ですから、そういうふうな説明という分、委員からも和田議員のほうからのような質問が出ました。

以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第23号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案公益的法人等への朝倉市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。1番和田議員。

○1番(和田庄治君) 第26号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正する条例制定についてを反対の立場で討論します。

この議案は議員報酬の期末手当を引き上げる提案で、今の朝倉市は財政の厳しい中で大型工業事業が計画されており、将来の財政がマイナスになるという執行部からの報告もあり、この3月の定例会で出てきた議案であり、議論のほうは尽くされていない。このことにより市民からの理解も得られるものではありません。

よって、この第26号議案は反対いたします。

○議長(浅尾静二君) ほかに。6番半田議員。

○6番(半田雄三君) 私は賛成の立場で討論させていただきます。

今回の引き上げの議案につきましては、本来、引き下げるときは理解が得やすく、引き上げるときは理解が大変難しいという状況の中で、断片的1つの事柄に捉われずに総合的に物事を判断され、さまざまな角度から検討された上で出された議案だと考えております。

よって、今回の引き上げにつきましては妥当なものであり、この議案に対して賛成とさせていただきます。

○議長(浅尾静二君) ほかに。10番中島議員。

○10番(中島秀樹君) 賛成の立場から討論させていただきます。

議論が不十分だったという意見は全協の中でも出まして、委員会といたしましても、その部分は十分意識いたしまして、ほかの委員の皆様たちの声を拾い上げて、長時間にわたり議論を尽くしたつもりでございます。

財政的に厳しいという状況は委員としても理解をしておりますが、この処遇の差異をこのまま放置することは将来的に得策ではないという判断が働きました。委員長報告の中にもありましたように、優秀な人材、若い人や女性などに市議会の中に入ってきていただい

て活躍していただくということが朝倉市の長期的な利益に結びつくのではないかという議会の立場もありまして、賛成と委員会の中ではさせていただきました。

私も全く同感であり、賛成としたいと思います。

○議長（浅尾静二君） ほかに、16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 26号議案につきまして、討論の趣旨は反対であります。

以下、理由を述べます。反対討論でありますので、項目を分けて、少し時間がかかると思いますが御拝聴を願いたいと思います。

まず第1点としましては、議案上程までのプロセス、先ほどから論議が出ておりますけれども、この問題については将来的な方策としては考えていくということでありまして、私たちが審議しなければならないのは、この3月定例議会に出された26号議案であります。これについて私個人としては十分な意見、陳述、あるいは討議をした覚えはありません。議案質疑の中で執行部にただしたのが正式な私の実績のことでありました。

實際上、議会に事前の告示がないと、それを事前審査に当たるということで執行部は考えていた。こういう問題は従前から出てくる話でありまして、非常に市民感情、あるいは議員としても身分保障、あるいは報酬に関しては全体で審議するという慣例があります。これは慣例以上に重要なことだと、私はこれまでの経験で感じております。これがなされなかったということが第1点。

第2点、生活給としての職員給与ということであれば、私は職員の意欲、あるいはまたやる気を出させるということにおいても、また市民感情としてもそれほどまではないだろう。しかしながら、職員給与と特別職給与並びに議員報酬とは違う。あくまでも別途として考えていくべきである。これが朝倉市の場合は連動しておるということによってこの問題が生じておる。この連動するということが法律で決められたものでもありません。これについては私は今後確実に見直していかなければならない、状況に応じて私たちは対応していくべきであると思います。この1点、職員の例によってこれが引き上げられてきたということについては、私は問題であります。

市長、反対討論をやっておりますので聞いてください。

3番目、特別職給与、議員報酬の値上げは報酬審議会では通常は答申をして出されてまいります。しかしながら、今回の期末手当改定率であればその必要はないということによって、これは私どもの特別職、あるいは議員報酬の値上げと全く同じ状況でありますので、本来ならばその審議会のほうに答申をしないとすれば、先ほど述べましたように十分なる議員としての審議が必要である。これに基づく値上げというような状況でなければならなかった。

4番目、若い人が議員になれないとの理由は常々言われる話でありますけれども、私も最初、31歳で議員になりました。しかしながら、議員報酬が幾らかというのでも知りませんでした。その当時、みんな、今回、1年前の選挙におきまして、30代が2名、手を挙げて

頑張ってくれました。残念ながら2人とも落選をしましたが、それなりの覚悟を持って来たのではないかというふうに私は思っております。この若い人、女性とかいう形でもって若い人材が登用されないということは、1つの考えではあっても全てを律する話ではありません。私は議員それぞれがそれぞれの事情を持って手を挙げ、あるいは推薦され、この議会壇上に、本会議場に今おると思っています。私は今、議員報酬は生活給になっております。妻も一切の所得はありません。その中で私なりにやりくりをしながら生活をいたしております。いろいろな人がいろいろなやり方でやっていく。若い人こそいろいろなやり方で、その議員報酬の範囲内で十分なる市民活動ができると、私は自分の経験からもそのように思っております。

第5番目、今回の条例改正の論点であります3.15です。これは私どもが資料をもらった限りにおいては2.6から3.15に引き上げるものであります。ところがその全部、これはただしてきたわけですが、26市の中で18市が3.15、他の8市はそれぞれの改定率にとどまっております。格差、格差と言いますけども、本当に皆さん、今の議員報酬でやっていけませんか。どこまで格差を私たちは考えなければならないのか。この朝倉市は人口減少、財政悪化、これが全国的にも報道され、消滅都市になる。私は一貫して財政問題を取り上げてまいっております。そういった事情の中で、本当に事前に私どもがこの審議をする機会があれば、3.15ではなくて2.6、ないし3.0、2.8、2.9、それぞれの理由のある改定率の値上げにとどまることができたのではないかというふうに私は思っております。全く2.6のままでよしということではありません。一気に3.15に引き上げることが今回の状況の中で果たして妥当なのかどうか、これを審議する機会が私にはありませんでした。

6番目、先ほども述べましたように、厳しい財政状況というのは委員会の報告の中にもありましたように、自分たちの身を正しながら、厳しい中で行政のあり方、あるいは予算の執行、財政の将来的見通しを考えていく、その中にこういう状況の中で600万円もの年間の値上げ、金額が多い少ないということではなく、この状況の中でこのようなやり方をすることが是なのか、私はこれについて疑問を感じております。

7番目、これが反対しても、これが可決されれば、私たちは反対した者も同様にもらわなければなりません。公選法の規定によってそれを返上することができない。そうすると、反対するのは反対のためのパフォーマンスではないかというような考えがあるような気がしてなりません。私は議員はそれぞれの考えのもとに自分の覚悟と信念を持って言動を発しておるわけですから、言われなき批判を受けるつもりはありません。もしもそのようなことがまかり通るならば、その1点において、ええ格好しいというような言葉で捉えられるならば、私の発言、これからの発言については考えていかなければならない、このような覚悟でおります。

最後になりますが、私は今、フロイトと同様にドイツの心理学者のアルフレッド・アドラーという心理学者が本を出しております、今、100万部を超すベストセラーになって

おります。その中に「嫌われる勇氣」というのがあります。私どもは少なくとも嫌われてもいろんなことを考えながら自分の信念においてやっている。嫌われることは自由のあかしであるという一節があります。私はこのような理由をもちまして、もう1度、この26号議案は再検討して、十分な審議の上において、また再度上程されるということを願ひまして反対討論といたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。13番村上議員。

○13番（村上百百合子君） 第26号議案に対しまして賛成の立場から討論いたします。

今、反対の討論もありましたけれども、これは人事院勧告による改正が2015年にされたということで、朝倉市議会は財政とかいろんなことを鑑みて先送りしたということが1つあります。

それから、私たち議員報酬に関しまして、当選した議員がこの議員活動を継続していくことの重要性があります。議員になるときは、そういう希望に燃えて議員活動してと思いますが、これを持続するためにはある程度、生活的ないろんな活動に要する報酬が必要だと思っておりますが、朝倉市議会はこの中部10市を見ましても、政務活動費とかいろんな面が私たちには制度がございません。そういう中で、それが不服というわけではありませんが、議員活動を継続していく、経験を積んでこの市政の取り組みに従事していくことに対してはそれなりの報酬が必要だと思っておりますので、この26号議案に賛成討論いたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。1番和田議員。

○1番（和田庄治君） 第29号議案に対して反対の立場で討論いたします。

ほかの市町村との足並みをそろえるために今回の条例改正を行うということでしたけど、勤務年数が長いほど下がっていくという給与体系に関して、職を熟知している職員の待遇に改善を求めたいと思います。今回のこの改正が可決されることにより、安易に職員給与の引き下げの前例をつくるものとなるので、この議案に対して、29号議案に対して反対をいたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。10番中島議員。

○10番（中島秀樹君） 賛成の立場で討論させていただきます。

確かに一時的に見れば引き下げになるかもしれませんが、もう少し視点を長くして見ていただきたいというふうに思っております。朝倉市独自の給与規定をこのままずっと続けるというのは、やはり私は無理があるのではないかというふうに思っております。ほかの市町村と給与体系を合わせまして、持続可能な給与体系でやっていくというのが長期的な視点で正しい判断だというふうに私は思っております。それは確かに短期的に見れば給料は下らないほうがいいとは思いますが、長期的に見てこの制度は持続的ではないというふうに私は考えております。

ですから賛成とさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市いじめ防止対策推進条例及び朝倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市女性センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案朝倉市行政不服審査会条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第46号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時1分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第1号議案ほか14件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員会副委員長。

（環境民生常任委員会副委員長 小島清人君登壇）

○環境民生常任委員会副委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第1号議案ほか14件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第1号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）です。

平成28年1月1日以後に市が納税義務者、特別徴収義務者等から申告、申請等を受ける手続においては、原則として個人番号、または法人番号の記載を求めることとなりますが、個人番号を記載した申告、申請により賦課された住民税、または特別土地保有税の減免を

申請する場合には、個人番号の記載を不要とするものです。

本委員会といたしましては、個人番号の記載を求めることにより生じる納税義務者、特別徴収義務者の手続きの簡素化を目的とする規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第3号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

予算総額を834万8,000円で編成するものです。平成28年度予算は滞納者の減少により平成27年度と比べて50万3,000円減少しています。本特別会計は、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金に対する貸付事業、また旧朝倉町において水洗便所改造資金貸与事業が実施されていたもので、現在は償還率の向上を図ることを目的として償還を推進しています。

審査に当たっては、滞納の状況について質疑がありました。執行部によると、平成28年1月末時点で48件、1億1,450万7,865円の滞納であり、償還率は94.01%とのことでした。また、滞納者には小まめに連絡をとることで償還の履行を促し、意識づけを行うことにより滞納の解消に努めているとのことでした。

本委員会としましては、滞納者の高齢化に伴う厳しい現状の中で償還を促す地道な努力は認めるが、滞納は公平性の観点から解消すべきものであり、今後も償還率の向上に向けた努力を期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず事業勘定は、予算総額を87億7,569万7,000円で編成するものです。平成27年度当初予算と比較し、率にして1.4%減となっています。平成28年度の被保険者数の見込みは月平均1万4,609人、平成27年度と比較し3.8%減少、被保険者の内訳は、特に医療費が高額となる60歳以上が多くなっています。平成27年度当初予算と比較すると、歳入について一般被保険者及び退職被保険者等の国民健康保険税収入は、被保険者数の減に伴い減少しています。

また、国の国民健康保険財政基盤強化策として、保険基盤安定繰入金が増額されたことに伴い、国庫支出金、県支出金等が減少しています。

また、平成28年度からは被保険者への重複処方等による薬の残りを確認し、再利用を行う節薬バッグ運動に新たに取り組むとともに、整骨院から請求された柔道整復施術療養費申請書の点検業務を強化することで医療費の抑制をさらに進めるとのことです。

審査に当たっては、国民健康保険税の徴収状況について質疑がありました。執行部によると、過年度分の徴収率は平成26年度において約21%であり、県平均の約16%を上回っているが、継続して滞納の減少に努めているとのことでした。

次に、直営診療施設勘定は、予算総額を2億6,984万5,000円で編成するもので、平成27年度当初予算と比較し、率にして1.6%減となっています。

審査に当たっては、診療所利用者数について確認しました。執行部によると、平成26年度の外来患者数1万6,550人、誕生月健診及び特定健診受診者数1,770人であり、外来患者数はやや減少傾向にあるが、健診受診者については平成23年度から増加傾向にあるとのことでした。

本委員会としましては、国民健康保険税の滞納解消と医療費削減に向けてさらなる努力を期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

予算総額を8億4,978万3,000円で編成するもので、平成27年度当初予算と比較し、率にして5%減となっています。

本制度の運営は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体で、市では保険料の徴収、申請の受け付け、保険証の交付等の窓口業務を行っています。平成28年度から医療費抑制策として国民健康保険とともに残薬の再利用を行う節薬バッグ運動に取り組みます。

本委員会としましては、本制度は後期高齢者の健康維持及び増進に寄与するものであり、今後も適切な運営がなされることを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つの勘定が設定されています。

まず保険事業勘定は、予算総額を57億214万9,000円で編成するものです。介護サービス給付費の合計額は52億9,139万1,000円で、平成27年度当初予算と比較し、率にして1.5%増となっています。

主な内容としては、要支援認定者に係る訪問介護、通所介護及び介護予防支援事業が平成28年3月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことから、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費が減少しています。地域支援事業の合計額は2億2,417万4,000円で、平成27年度当初予算と比較し、率にして50.5%増となっています。

主な内容は、介護予防事業が平成28年3月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行されたことに伴う事業費の移行や、平成28年度から地域包括支援センターの事業を3つの社会福祉法人に委託することにより生じる経費等です。

次に、介護サービス事業勘定は、予算総額を154万5,000円で編成するものです。朝倉市地域包括支援センターが行っていた介護予防支援業務を平成28年度からは3つの社会福祉法人に委託するため、朝倉市地域包括支援センターの閉鎖に伴う残務処理を行うとのことでした。

審査に当たっては、地域包括支援センターを社会福祉法人に委託する準備体制について質疑がありました。執行部によると、月に2回、委託先となる社会福祉法人と連絡会を開催しており、今後とも連絡会議を継続していきたいとのことでした。

また、地域支援センターは専門員を4名配置し、連絡があればすぐに動ける体制をとること、これまで1カ所であったセンターを3カ所とすることから、住民にとってより身近なものになるとのことでした。

本委員会としましては、地域包括支援センターが3カ所にふえること及び介護保険制度の改正により新たな事業がふえることから、高齢者が地域の中で健康に生活できるように円滑な事業の推進を期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

事業勘定については、歳入歳出予算にそれぞれ5,631万円を追加し、社会保障・税番号制対応システム改修事業の繰越明許費を853万2,000円で設定するものです。

歳入は、国の保険者支援制度の拡充により保険基盤安定負担金が増額となったことに伴う国庫支出金と県支出金の減額、退職者医療制度の縮小による療養給付費交付金の減額、保険基盤安定繰入金については1億1,952万1,000円の増額、本年度決算で見込まれる収支不足を補填するために一般会計から2億円の繰り入れを行います。

歳出は、国の保険者支援制度の拡充により保険基盤安定負担金が増額となったため、一般被保険者療養給付費の財源組みかえを行い、平成26年度国民健康保険療養給付費等負担金の実績報告等により5,958万6,000円を返還します。

繰越明許費は、社会保障・税番号制度導入に伴う市のシステムの改修について、平成28年7月から総合運用テストが行われる予定となっていますが、その前段として行われる自治体の連携テストは、国が示す計画書に基づき実施されます。国が計画書を自治体に公開したのが平成27年12月であり、計画の実施期間は当初の予定より長い三、四カ月を要するため、平成27年度内のテスト完了が困難となったことが理由です。

直営診療施設勘定については、病理診断臨床検査業務委託は2年に1度行われる診療報酬改定の影響を受けることから、平成28年度から平成29年度までの2カ年の債務負担行為でしたが、平成29年度にも消費税率の改正により報酬の改定が行われることが予測されることから、期間を平成28年度1年間とし、限度額も1,250万円を625万円に補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

第15号議案と同様の理由で、社会保障・税番号制対応システム改修事業の繰越明許費を486万円で設定するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。保険事業勘定において、第15号議案と同様の理由で社会保障・税番号制対応システム改修事業の繰越明許費を550万8,000円で設定するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

学校教育法の改正により、学校の区分に義務教育学校、いわゆる小中一貫校が加えられたことから、条例に定める放課後児童支援員の要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるものです。

本委員会としましては、国の基準に準じた規定の整理であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

蜷城学童保育所を平成28年4月1日から公の施設として設置するため、条例を改正するものです。

本委員会としましては、地域に望まれ、設置された学童保育所であることから、適切な運営管理を期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

主な内容は、県がひとり親家庭等医療費の支給対象者の所得基準を見直したことに伴い、条例を改正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成28年10月から子ども医療費の入院外医療費について、これまでは就学前までであった支給対象期間を、12歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大するものです。この改正により拡大された期間の入院外に係る子ども医療費について、自己負担は医療機関ごとに月額1,200円が上限となります。

審査に当たっては、子ども医療費の支給対象の拡大による市の負担について確認しました。執行部によると、市の医療費負担は2,400万円の増加を見込んでおり、そのうち2分の1は県の補助が受けられるとのことでした。

本委員会としましては、一部自己負担はあるものの、子ども医療費の対象拡大については住民にとってよいことであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

介護保険法が一部改正され、平成28年4月から利用定員18人以下などの条件を満たす小規模の通所介護事業所等については、地域との連携や運営の透明性の確保を目的として、市が指定監督を行う地域密着型通所サービスに移行します。よって、地域密着型通所介護の基準を定める必要が生じたことにより、条例に定めるものです。

なお、サービス提供、記録等の保存期間を2年から5年間に変更すること及び通所介護計画作成後のサービス実施状況の把握と目標達成状況についての評価を毎月行い、必要に応じて計画を変更することの2点については、国の基準とは異なり、市が独自に定めています。

審査に当たっては、サービス提供、記録等の保存期間を5年とした理由についてただしたところ、適正なサービスの提供がなされているかを確認することを目的としているとのことでした。

本委員会としましては、法令の改正に伴う規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案朝倉市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成28年度から小規模な通所介護については地域密着型通所介護となり、地域との連携や運営の透明性を確保するため、新たに運営推進会議の設置が義務づけられました。同時に介護予防認知症対応型通所介護においても運営推進会議の設置が義務づけられたことにより条例に定めるものです。

本委員会としましては、法令の改正に伴う規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第38号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員は、専門員研修を修了した者で、更新研修は義務づけられていませんでした。今回、5年を超えない期間ごとに更新研修を修了することが義務づけられたことにより条例を改正するものです。

審査に当たっては、更新期間が定められた理由について質疑がありました。執行部によると、介護サービスの種類も多くなっていることから、介護予防を目的とした介護プランを計画し、過剰な給付を抑制するためであるとのことでした。

本委員会としましては、法令の改正に伴う規定の整備であり、適正な介護給付にもつながることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅尾静二君） 以上で環境民生常任委員会副委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員会副委員長 小島清人君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第1号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第3号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議

題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第35号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第4号議案ほか17件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 稲富一實君登壇)

○建設経済常任委員長(稲富一實君) ただいま議題となりました第4号議案ほか17件につきまして慎重に審査をしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第4号議案平成28年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ1,084万4,000円で編成するものです。簡易水道施設の設置箇所及び給水区域は7カ所で、給水人口は250人、給水世帯数は87世帯です。簡易水道台帳の整備を前年度に引き続き実施します。

また、矢野竹のろ過池砂入れかえ工事を実施します。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ24億8,825万7,000円で編成するものです。平成28年度の公共下水道の整備予定面積は31.2ヘクタールです。特定環境公共下水道事業については、単独公共下水道として計画していた地域を編入した箇所の工事3.4ヘクタールを進めるとともに、朝倉中央浄化センターの長寿命化を行います。雨水幹線整備事業は堤1号線雨水幹線の浸水対策工事を行います。

また、平成29年度から地方公営企業会計への移行に向けた事務を行います。

審査に当たっては、平成37年度までに完了するとしている下水道整備計画の今後の方向性について確認しました。執行部によりますと、汚水処理構想に基づき、国の示す平成37年度までに下水道整備を終わらせることを目標に、平成28年度に具体的な計画を作成することでした。現在の進捗で整備を行えば、10年以内の完了は不可能ではないと考えているが、起債の借入額や償還額なども考慮しながら計画していくことでした。

本委員会といたしましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,456万3,000円で編成するものです。本特別会計は維持管理が主な事業となっています。施設の長寿命化に取り組んでおり、平成28年度から機能強化対策事業に取り組みます。

また、下水道事業特別会計と同じく、平成29年度から地方公営企業会計への移行に向けた事務を行います。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ3億23万4,000円で編成するものです。市が設置した浄化槽の基数は1,360基となっており、平成28年度は57基の設置を見込んでいます。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計と同じく、平成29年度から地方公営企業会計への移行に向けた事務を行います。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案平成28年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ79万5,000円で編成するものです。鳥集院工業団地の管理業務として調整池など市有地部分の除草、清掃等の管理業務及び下流域の水質調査を実施するものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

本市の工業用水は全てキリンビール福岡工場に給水されており、1日1万5,000立米の給水が計画されています。

収益的収入及び支出については、収入を1億4,876万4,000円、支出を1億1,029万3,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を3億4,541万5,000円、支出を3億4,689万9,000円で編成するものです。

平成28年度はキリンビールへの工業用水管の更新事業費として3億3,480万円が計上されています。資本的支出には、このほかに両筑平野用水2期事業費負担金909万9,000円を計上しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高5億5,805万8,000円となるということです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案平成28年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は9,303戸、1日の平均給水量は7,401立米を予定しています。

収益的収入及び支出については、収入を6億1,782万5,000円、支出を5億2,025万1,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を5,138万3,000円、支出を3億33万9,000円で編成するものです。

主要な建設改良事業として、配水管布設等工事に4,830万円、浄水場施設更新等工事に1,830万円が計上されています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高10億4,339万2,000円となるということです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

事業費の確定及び入札減等により、歳入歳出それぞれ3,847万1,000円を減額し、地方債の限度額の補正も行うものです。

本委員会といたしましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

工事費の確定により、歳入歳出それぞれ477万5,000円を減額するものです。

本委員会といたしましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

事業費の確定により、歳入歳出それぞれ1,100万円を減額し、地方債の限度額の補正も行うものです。

本委員会といたしましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

給与改定による給与費について収益的支出を38万4,000円増額するものです。

本委員会といたしましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案平成27年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的収入及び支出においては、高料金対策に要する繰入基準の変更により、収益的収入を941万4,000円減額、寒波による漏水減免を行った特別損失として収益的支出を300万円増額するものです。

また、資本的収入及び支出については、配水管布設工事の減工により資本的支出を2,000万円減額するものです。

本委員会といたしましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案

のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてです。

福岡県が行う農業農村整備事業について、県が地元から直接分担金を徴収することができないため、市を通して県へ納めるために市が分担金を徴収することができるようにするものです。

第1条に、災害に強いたため池等整備事業（両筑地区）を追加し、第2条は現行の農業水利施設保全対策事業を両筑地区と入地地区に区別します。入地地区で行う事業については、下水道処理場周辺環境整備の一環として取り組むため、地元との協議書に基づき、分担金の算定率を1%としています。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第40号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市営住宅に優先的に先行して入居させることができる者について、現行は20歳未満の子を扶養している女性である寡婦だけであったものを、父子家庭にも同様の配慮を行うために、今後は20歳未満の子を扶養している男性である寡夫についても優先入居させようとするものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第41号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市営住宅桑原団地に浄化槽を設置したことに伴い、これを管理するために桑原団地汚水処理施設を追加するものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第43号議案朝倉市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定についてです。

消費者安全法の一部改正により、消費生活センターを設置する市町村においては、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めることとするとうたわれたことから、朝倉支所内に消費生活センターを設置する本市においても、消費者庁の参酌基準に基づき、この条例を制定するものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第48号議案市道路線の廃止についてと、第49号議案市道路線の認定については関連がありますので、一括して報告をさせていただきます。

小石原川ダム水源地域整備計画に基づき、ホテルの里親水公園及び駐車場整備事業を行うに当たり、公園計画地内に存在する西原田線を廃止し、整備後の公園内に西原田1号線として新設つけかえを行い、これを認定するものです。

本委員会では現地調査を行い、詳細な説明を受け、認定基準に合致していることを確認し、両議案ともに全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第4号議案平成28年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成28年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案平成28年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案平成27年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案朝倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第49号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第2号議案を議題とし、予算審査特別委員長

の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 柴山恭子君登壇)

○予算審査特別委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第2号議案平成28年度朝倉市一般会計予算について慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査につきましては4日間にわたり歳入歳出についての説明を受け、各課質疑を行うとともに総括質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、当初予算規模を315億6,000万円とし、昨年度予算額291億円と比較しますと24億6,000万円、8.45%の増となっているところであります。これは杷木統合小学校建設事業、道整備交付金事業、小石原川ダム水源地域整備事業など大型事業が計画されており、また、ふるさと応援寄附金事業及びそれに伴う積立金等の増によるものです。

本委員会といたしましては、この予算編成が市民の要求や期待に十分に応え得るものであるか、緊急性の度合い、不要不急なものがないか、また前年度の決算審査の質疑や意見をもとに将来の財政状況分析がなされているかなど、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされたところであります。

特に合併特例債が終了する平成32年度までに完成を目指す庁舎建設事業と、十文字公園整備事業における総合的体育施設については、執行部に詳細な説明を求めました。庁舎建設では、この3月議会で調査終了した市庁舎整備特別委員会でもとまりを見た分散型の庁舎配置方式に対して、執行部は既存施設の有効的な活用等で極力建設費の低減を図りながら設計業務を行い、本庁集中型を進めていくとの説明でした。

次に、総合的体育施設については、基本設計と債務負担行為にある実施設計を一体的ではなく個別に発注するべきであるとの質疑に対して、経費をできる限り抑制するための方法であるが、基本設計が終了する段階で議会との協議や意見をしんしゃくするなど、今後検討するとの回答でした。

いずれにしても赤字基調の財政見通しにあって、今後も財政状況を議会や市民に対し、丁寧なかつ詳細な説明が必要であり、厳しい財政問題への慎重な対応が迫られています。

討論では、庁舎の配置方式や総合的体育施設において十分な議論が尽くされていないという意見があるものの、庁舎建設においては既存施設の有効活用による建設費の低減が見込まれていること、また総合的体育施設においては、既存体育館の集約化のためであり、その建設については適時に執行部からの説明が行われること、また効率のよい財政運営が期待されることから、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますよう申し上げます報告を終わります。

○議長(浅尾静二君) 以上で予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(予算審査特別委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(浅尾静二君) それでは、第2号議案平成28年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。1番和田議員。

○1番(和田庄治君) 第2号議案平成28年度朝倉市一般会計予算について、反対の立場で討論します。

本年度予算案の中で、庁舎整備計画の基本計画を策定し、庁舎建設予定地及び周辺の敷地整備をする予算が組み込まれています。この計画については、19回にわたり市庁舎整備特別委員会が開かれ議論をしてきましたが、その中での執行部の提案する中身が幾度も変わるということにより十分な議論が尽くされず、最終的に建設予定地を歴史資料館南側の5,000平米に庁舎を本庁・支所方式分散型と特別委員会では決まりました。

市民会議や執行部の意見により、本庁方式集中型となり、基本設計を策定することに至り、ピーポートの空き部屋等を利用し、建設費を削減することを特別委員会終了後に提案されました。

特別委員会の中では、将来の朝倉市のために建設費を削減できる本庁・支所方式分散型で議論を行ってきましたが、これほどの大型公共事業を行うには議論が不十分で、市民が納得いくものではありません。

また、十文字公園整備事業に関しても提案されており、この整備事業に関しては、朝農同窓会からの農業振興に役立つ施設のために利用してほしいという思いで譲渡されたものにもかかわらず、大型体育館整備を計画し、特別委員会も立ち上げないまま議論もされない状態で、市民からの理解も得られてません。

よって、この2号議案平成28年度朝倉市一般会計予算に関して反対いたします。

○議長(浅尾静二君) ほかに。7番堀尾議員。

○7番(堀尾俊浩君) 私はただいまの第2号議案の賛成の立場から討論させていただきます。

平成28年度当初予算は4日間の予算委員会で市民の負託に応じて慎重審議を終えたわけですが、315億円という大きな予算の中で、先ほど委員長報告にもございましたように、今後想定される厳しい財政問題での慎重なる対応、これを求めてっております。

先ほど1番委員からありました大型事業に関しましても、まず庁舎については特別委員会で19回の審査を終え、またその中で特別委員会の中では本庁方式じゃなくて分散型ということで決しましたが、執行部としては市民会議のことも結論、集中方式という結論の中に考えて、最終的に本庁方式ということを決断されました。

しかし、その中で施設の有効な活用ということで建設費の低減を図るということ、それ

からまた朝農跡地、いわゆる十文字公園の整備事業に関しての体育施設に関しましても、これに関しましても今後の基本設計の後のいろんな見直しを行って、建設コストを引き上げる努力というものを願うということがあります。

そういったふうな形の中で、今後厳しい財政の中で執行部としても効率のよい財政運営が期待されることから、私は賛成側で討論させていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、総合戦略審査特別委員会に付託していた第45号議案を議題とし、総合戦略審査特別委員長の報告を求めます。総合戦略審査特別委員長。

（総合戦略審査特別委員長 柴山恭子君登壇）

○総合戦略審査特別委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第45号議案朝倉市総合戦略の策定について慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、簡潔に御報告いたします。

本案は、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、市政の政策及び施策の基本的な方向を定める計画のうち、当該計画の期間が5年以上のものの計画を定めるため、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明では、朝倉市総合戦略は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するもので、平成27年度から5年間の基本目標と目標値を定め、具体的に取り組みを進めていくとのことでした。

基本目標は地方創生に向けた朝倉市の基本的な考え方を示し、基本目標における具体的な内容を目標値として数値化するとともに、特徴ある朝倉らしい取り組みを取り上げているとのことでした。

主な質疑の内容としましては、2015年実施された国勢調査の速報値の減少の原因をただしたのに対し、現時点では確定値が示される10月以降に評価するとした執行部の回答でした。

次に、安心して出産、子育てができる環境づくりが大切であり、また晩婚化の傾向が強いとただしたのに対し、産婦人科等の誘致は難しいが、安全・安心な妊娠、出産、子育て

を支援し、啓発を行うとともに、晩婚化については縁結び事業を拡充する計画であるとの回答でした。

次に、総合戦略は自治体間競争とも言えるので、市のPRが必要であり、特に20代から40代の女性層へ訴える施策があるのか、また、朝倉市独自の目玉となるような施策があるのかとただしたのに対し、インターネットはもちろんのこと、あらゆる手段を通じて市内外に情報発信していくことが必要であること、女性の仕事と家庭の両立は一番の懸案であり、福岡県の子育て女性就職支援センター等の事業も生かしていくこと、インキュベート事業、ブランド化、通勤・通学の利便性向上ということで甘木鉄道とJRとの直通化等の事業が朝倉市の目玉と位置づけしているとの答弁でした。

次に、総合戦略には新たに財源を必要とするのか、また、若い職員の意見も踏まえながら市全体で取り組んでいく推進体制、また検証の時期をただしたのに対し、財源については、新たに必要とする事業はあるものの、場合によっては事業の見直しも図りながら捻出していくとすること。推進体制は推進本部を中心にしっかりと取り組んでいくこと。27年度については決算を踏まえた検証になるとの答弁でした。

本委員会といたしましては、策定に当たってパブリックコメントなどによる市民の意見を踏まえ、かつ創生会議において十分な議論がなされた中で策定されていることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で総合戦略審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総合戦略審査特別委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第45号議案朝倉市総合戦略の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第45議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案の審議を行います。

それでは、第14号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題と

し、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後0時33分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案4件の送付を受けたほか、議会運営委員会から発議案3件が提出されました。これを一括上程し、まず、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長 森田俊介君登壇)

○市長(森田俊介君) 皆様方には連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、第50号議案朝倉市副市長の選任につきましては、朝倉市副市長、片山潔が本年3月31日に退職することに伴い、新たに堀内善文を朝倉市副市長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

第51号議案朝倉市固定資産評価委員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価委員、片山潔が本年3月31日に退職することに伴い、新たに堀内善文を朝倉市固定資産評価委員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

第52号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員、小川孝文の任期が本年6月23日に満了することに伴い、再度同人を朝倉市教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

最後に、第53号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員、星野洋子の任期が本年3月31日に満了することに伴い、再度同人を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御

同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長 森田俊介君降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 次に、発議案について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 中島秀樹君登壇)

○議会運営委員長(中島秀樹君) それでは、発議案第1号ほか2件につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

まず、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び発議案第2号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産に伴う会議の欠席等に関する規定を明記するものです。

次に、発議案第3号朝倉市長の専決処分事項の指定についての一部改正についてであります。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の決定について、下水道使用料、住宅使用料、水道料金等の非強制徴収、公債権等の滞納処分を推進するため、訴えの提起の項目を追加するものです。

債務名義を取得するため、支払い督促の申し立てをした場合に、債務者から督促異議の申し立てがあった時点で民事訴訟法第395条、または398条の規定により訴訟に移行するための手続がとられます。この訴えの提起には、地方自治法第96条の規定により議会の議決が必要となります。

しかし、いつ督促異議の申し立てがされ、訴訟に移行するのか想定できないため、その都度、議会の議決を得ることは迅速に事務手続が行えないことや、適宜の事務に支障が生ずるおそれがあります。このため、軽微な額の訴えの提起については、円滑な市政執行及び適正な債権管理等に資するため、この議決を改正しようとするものです。目的物の価格が100万円以下の訴えの提起に関することを市長が専決処分できる事項に加えるべきものとして、特に指定する議決を行うものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(議会運営委員長 中島秀樹君降壇)

○議長(浅尾静二君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後0時39分休憩

午後0時40分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第50号議案朝倉市副市長の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。1番和田議員。

○1番（和田庄治君） この朝倉市副市長の選任について、これを選任するための根拠の説明があれば説明よろしく願います。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 根拠ということ、非常にですけども、堀内氏については現在総務部長であります。しかし、副市長の任期が4年ありますので、一応、市役所を退職した後に副市長という形で務めていただくということですので、根拠といえばそういうことになると思います。

○議長（浅尾静二君） 1番和田議員。

○1番（和田庄治君） 済みません、ちょっと趣旨間違えました。堀内さんを決めたといういわゆる内容、なぜ堀内さんなのかということをお聞きしたかったということです。済みません。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） なぜと言われても適当であるから決めたということであります。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第51号議案朝倉市固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第52号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第53号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第2号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第3号朝倉市長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題とします。質疑はありませんか。1番和田議員。

○1番(和田庄治君) 発議案第3号について質疑します。

この今回市長の専決処分にすることによって迅速に行うということですが、これを滞納者等に対する異議申し立てや、なぜこういうふうになったかということの説明を聞く場、提案する場というのはこれにはできるのでしょうか。

○議長(浅尾静二君) 議会運営委員長。

○議会運営委員長(中島秀樹君) 仕組みとしては異議といたしますか、弁明の機会がございます。

済みません、質問をもう1度、お願いいたします。

○議長(浅尾静二君) 1番和田議員。

○1番(和田庄治君) その報告を議員にする場というのはあるのかということです。

○議長(浅尾静二君) 議会運営委員長。

○議会運営委員長(中島秀樹君) これは今までケースはございませんでしたけど、もしそういった事例がございましたら、議会のほうに説明をする予定でございます。

○議長(浅尾静二君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

第50号議案、第51号議案、第52号議案及び第53号議案については会議規則第35条第3項の規定により、発議案第1号、第2号及び第3号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第50号議案朝倉市副市長の選任についてを議題とし、討論を行います。御意

見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第51号議案朝倉市固定資産評価委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第52号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第53号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり同意されました。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号朝倉市長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後0時50分閉会